

いう、まさにこの認識をめぐって行われ、この追求は、さらに社会政策のいわゆる経済的必然性、社会的必然性、および政治的必然性の論議に向わざるを得なくなった（氏原論文で指摘されているように、「社会政策の本質にかかわる論争が想われざる結果として資本主義の本質論であった」＜本書 246 頁＞）のである。さて、中西論文の後半の最後において、大河内理論ではついに展開されず、また社会政策本質論争においても十分議論とならなかった「国家論」に対して、氏は、政策学の 2 段規定の方法論を援用しての野心的な試論を行い、「マルクスが国家の研究からはじめて『経済学』にゆきつかねばならなかったのに対し、われわれは、『経済学』からはじめて『国家』論を核とする『社会科学』に進まねばならない」と提唱されている。

兵藤論文は、歴史過程が単なる自然史的過程ではなくつねに人間の実践に媒介されたものである以上、同時に社会科学の論理体系がその否定を媒介とする人間の実践の成立契機を内在せしめているものでなければならない、というかかる社会科学の基本的視点のもとに、「労働問題研究と主体性論」を論述されていることは注目し値しよう。しかし、この論稿においてはその具体的研究構

想が明らかにされていない。今後の成果を期待したい。

以上のごとき社会政策論再構成の積極論に対し、岸本論文は、社会政策論争は昭和 26 年で一応終結したという見解に立って、隅谷説、氏原説の批判を展開されているが、西村論文は、岸本教授の所説を批判しつつ、大河内理論の評価を手ぎわよく行っている。最後に、氏原論文において、氏が「経済の優位を説くことは、社会政策グループが今日なお恐怖の目をもってみているように、国家そのものを否定し、正義、公平、平等などの道義を否定することでもない。こうした諸概念に新しい内容を盛り込み、その間の秩序をたてなおすことである」（本書 245 頁）と述べられていることにも注意を払う必要がある。

以上みてきたように、戸塚論文は、政策批判の学としての政策学研究の方向を方法論的に示唆されたものとしてきわめて注目すべきである。徳永、隅谷、中西、兵藤諸論文は、それぞれ分析の基本的視点を異にしているとはいえ、経済・社会理論ないしは政治理論的アプローチを強調しているが、この場合における研究の具体的構想にあたっての方法論的討議は依然として残されているものといえよう。（古賀比呂志 早稲田大学講師）

## 社会政策学会年報第 13 集

### 『社会保障と最低賃金制』

この年報の第 1 部は 1965 年の同学会第 31 回大会の共通論題の主論者の中から論争をまき起した 2 氏を選んで報告をまとめてそれぞれに論争相手方のコメントをつけたものである。第 2 部は同学会 30 回大会の共通論題であった最低賃金制について 3 氏の論文を集録している。

序説においては第 1 部社会保障と第 2 部最低賃金との相互関係についての 2 論文にコメントをつけたものである。

最低賃金制については 1956 年同学会第 13 回大会の共通論題の報告をまとめた同学会報第 5 集最低賃金制があるが、学会として社会保障を共通論題としてとりあげたのは今回がはじめてであるが、両者とも今日の社会的要請にこたえるものといえる。

1 部、2 部、序説と 10 氏の論文を読んでとらえた論点を要約して紹介してみたい。

1. 第 1 部の社会保障では、はじめに与田証氏が“社会保障・社会政策・社会事業”と題して社会政策と社会事業の相違、社会政策としての社会保険、社会保障の歴史的性格の 3 点について大河内・孝橋批判をのべている（これについては同氏がすでに『社会保障』＜1960 年 2 月、ミネルヴァ書房＞で展開している）。

その論旨は、社会政策と社会事業の相違をその対象の差異に求める大河内理論では社会保険としての老廃年金の説明ができないこと。大河内理論の批判者としてあらわれた孝橋正一氏は両者の相違を対象にではなく対象の抱く課題そのものに求め、社会問題（労働問題）＝社会

政策、社会的問題=社会事業とし、社会保険を救済保護の技術的手段であるとして、社会事業においても例えば国民健保・国民年金にみられるごとく社会保険という技術的手段が使われるとしている。これに対し与田氏は社会政策=社会保険、社会事業=公的扶助と両者の相違を社会的救済形態の差違にもとめている。社会保険が社会政策であるのはそれが資本の強制的負担をとともなうからにはかならず、従来主として公的扶助に委ねられていた一般国民大衆を適用対象とする国民健保や国民年金が社会保険という名称で呼ばれるとしてもそれは拡大された社会保険にすぎず、かかる本来の社会保険でもない、しかも従来の公的扶助でもないところの両棲動物的救済制度の出現にこそ社会保障という新しい概念が必要となったとしている。

これに対して行った孝橋氏の与田氏批判がコメント“社会保障の構造と性格”である。孝橋氏はすでに1963年12月、『社会問題』13巻3~4号において与田氏に反批判をこころみているが、このたび全面的にこれを行ったものである。

社会保障について、与田氏が資本主義の一般的危機の段階における生活保障方式の新しい概念であると主張するのに対して、孝橋氏はこれを新生の社会的存在としては認めず、社会保障も分析的には社会政策・社会事業・一般公共施策が構成要素として抽出されるのであって、社会保障とはこれらの合成物の名称にはかならないとしている。孝橋氏の表現をもってすれば“社会保障は社会政策や社会事業その他とは独立で別個の体系として存在しているものではなく、これらの施策が同時にまたは自己同一的に社会保障の一環として位置づけられ、そのような性格を付与されているものにかならない”(『社会政策と社会保障』, p. 141~2)。

両氏の見解が著しく異なるのは社会政策についてである。

与田氏も国家の労働者階級に対する政策には保護と抑圧の両面があることをみとめはするが社会政策は労働者保護のみを意味すると主張するのに対して、孝橋氏は社会政策を労働者保護を行うと同時に何らかの形で譲歩をとりもどすため抑圧をも政策内容にふくむものとしている。

両氏の論争を読んで、社会政策と社会事業はともに社会問題対策であるが、両者の相違は救済形態よりは対象(社会問題)の差異に求めるのが適当である。社会問題を労働問題と社会福祉問題とに分けて、後者を前者から関係的、派生的に生ずるという孝橋氏のつかみ方では、現代資本主義の社会問題をとらえるには十分でないことか

ら、社会構成体の理論による研究もこころみられている(例えば真田是氏『現代社会学と社会問題』)。対象の研究は社会政策や社会事業の基本的な課題である。

社会保険については与田氏の伝統的見解を支持したい。孝橋氏は国保や国民年金をあげて社会事業においても保険的方法がとられているというが、これらの地域保険はもともと旧中間層としての農民・市民等の小生産者を対象としたもので、二次的でその比重は小さいとはいえ社会政策の対象とみるべきものである。現代資本主義下窮乏化の様相を著しく深めているわが国の小生産者に対する社会政策の欠如を代替して、低所得階層として行政的には社会福祉の対象とされているが、本来社会政策の対象となるべき社会問題をになうものとして考えるのが妥当ではあるまいか。

2. 松尾均氏の“社会保障の形態と運動”は、イギリスにおける社会保障の成立から再軍備のため社会保障のビバリッジ原則の後退、さらに社会保障の新路線にいたる今日までの、第2次大戦後イギリス福祉国家の変ぼう過程を意欲的に論及したものであって、私はこの年報の論文の中では社会保障の理解に一番役にたったと思っている。これについては著者も記しているように“現代の社会政策”(1966年3月、『東洋経済』)の中の「第5章 現代社会政策と労働者階級」で詳細にのべている。

社会保険や社会保障が労働者階級の生存権保障要求に対する譲歩であるとの教説がきかれはするが、そして現実には労働者階級が直面する窮乏に対する社会的反抗を、自らの社会的権利として自覚的にたたかっている客観的契機を無視した論文が多い中で、松尾氏は不十分ではあるが運動の側面にふれていることを指摘しておかなければならない。

松尾氏の所論によせたコメントの中で小川喜一氏は、“豊富な資料によって史的分析を通じて資本主義的経済制度の下における社会保障の本質を明らかにしようとする鋭利で意欲的な所論”としてみとめた上で、三つの問題を提起している。

(1) 戦後イギリス社会保障の歴史は後退の連続過程であるが、後退過程における労働党と保守党の政策を比較検討する必要があること、国民扶助主義への依存傾向の対策として所得比例主義の評価をしてもよいのではないか。

(2) 保険主義から無拠出主義に脱却すべきみち。

(3) 社会保障の後退過程における労働者階級の動向如何。

私たちは松尾・小川両氏の労作によって現代資本主義

の社会保障の何物であるかを思い知らされるだろう。

3. 第2部最低賃金制では、藤本武氏が最低賃金制度の国際比較をされている。欧米諸国から後進国にわたっているいろいろのタイプの最低賃金制度をのべて、世界の工業国をはこる日本にないという時代おくれを指摘した上で、最低賃金制の内容を規定する要因として、資本主義発展段階の違い、したがって産業構造の違いをあげ、最低賃金制はもともと不熟練労働者の低賃金引上げを目的として、団体協約の補充物と考えられてきたし、労資の力関係が危機的段階に達したとき大幅な改善ができるとしている。

嶺学氏はアメリカ最低賃金制の諸経験を紹介して、最低賃金の経済的影響の諸側面として低賃金の解消、賃金構造の変化、雇用の減少、合理化と価格引上げ、購買力の増大等をあげている。

最後の永山武夫氏は日本の現段階における最低賃金制の問題点と題して、労働組合の最低賃金制闘争の中心課題を全国一律の最低賃金法の制定要求において、論争の中心となった最低賃金の額とその基準、同一労働同一賃金の原則と最低賃金制について問題を明らかにし、おわりに最低賃金闘争が労働者階級を中心とし市民層までまきこんだ広汎な運動が必要であると結んでいる。

4. 社会保障と最低賃金制の両者の関係を論じた序説では近藤文二氏が日本における社会保障と最低賃金制について大要次のごとく論じている。わが国では年功型賃金の下で最低賃金が15歳の年少労働者の賃金基準（初任給）が決められているが近代的最低賃金の名に値しないこと。そのため年金給付の算定基礎が賃金とは無関係にきめられた生活保護基準額のみにより、ILO 102号条約の社会保障の最低基準にみられる標準賃金（最低賃金）との関連がみられない。なによりも急がねばならないのは成人男子の最低賃金制度を作ることだと主張されている。

高橋武氏は“生活扶助・厚生年金・最低賃金制”と題してわが国現在の社会保障と最低賃金制がかかえている問題を次の事実をかかげて端的に提起されている。

“生活扶助が無拠出で月18,204円、厚生年金が20年におよぶ拠出で月10,000円、最低賃金が労働で月7,500～11,500円。”

3者の中では制度的にも運用においても生活扶助は確立した存在になっている。

ところが厚生年金はいわゆる1万円年金として今次改正されたものの、給付水準の低位が10年余も放置されていたばかりでなく、厚生年金が創設されて20余年を

経た今日、しかも現に老齢にあるものが多数ありながら、老齢年金受給者が被保険者の1%にもみえない現実とその要因を指摘している。今次の改正も定額部分の改正によるびほう策にすぎず、制度そのものが古い保険原則を固執して年金保険の発展を制約するものとなっている。

所得保障と最低賃金制との関連性については英米仏における両者の関係をさぐって、社会保障の給付は最低生活保障の原則に立ち、最低賃金も生活賃金の原理に立っているのであるが、労働の対価としての賃金水準の方が、社会保障の給付水準よりも大きいのが常識にかなうと思われるし、前述の3国でも、社会保障制度審議会の総合答申でも同様のことが指摘されている。

厚生年金の現状が貧しいことは労働組合にも責任がないとはいえない、それは企業内の労使関係の枠の中でずっと早い退職金闘争に重点をおいたきらいがあるし、厚生年金論議もそのあり方よりは積立金の利用に集中されたきらいがあった、と指摘している。

氏原正治郎氏はコメント・賃金水準と社会保障との経済学的関係において、近藤・高橋両氏の問題提起を、日本の現行制度における賃金の最低限度、社会保険の給付水準、生活保護基準をながめてみると、これらの間に一定の関係を見出したいが、それはなぜかということにまとめている。この理由については近藤・高橋両氏の論文で明らかであるからといって二つのことを補足されている。その1は労働力の流動が自由に行われなかったことと、他は諸制度の関連が保たれる前提条件が少なかったことであるとしている。それは日本の労働者の年齢構成が著しく若くて標準家族を扶養するにたる賃金の標準という考え方が現実問題になりにくかったこと、また就業者のうち雇用者の比重が少く、家族的自営業主と家族従業員が多かったことが老齢者層の賃金・社会保障を不十分にしてきた背景である。今後中高年労働者の比重が高まるにつれて賃金の標準化をもたらし、賃金と社会保障の給付水準の関係が改めて問われることになるかと結んでいる。

以上本年報の内容を紹介したつもりであるが、もし紹介に適切でないところがあるならばそれは私の読みの浅いためであり、社会政策について知らないものにこうした文献の書評をさせることに無理があったというほかはない。

社会保障といい最低賃金制といい、いずれも最低生活や窮乏化に関わる問題であるが、学会として共通論題にとり上げたことはいまだかつてなかったし、社会福祉や

社会保障の研究も立ちおけているというほかはない。31回大会の報告なども社会保障の概論の講義をきくような印象がつよく残っている。

社会保障や最低賃金制がしきりに喧伝されはするが、私たちはその虚妄を実感せずにはいられない。社会保障に対して、労働者は多年にわたる各国労働者階級の闘争の成果であり、その改善する力は労働者階級にあると教えられているのであるが、労働運動の視点からの研究がほとんどみられないことも片手落ちの感がする。

さらに例えば松尾氏の論文にみられるごとく、社会保障がその国の独占資本が再軍備政策を強行するとともに行財政の仕組みをととして社会保障の収奪的抑圧的側面が強化され、給付水準の低下がみられるなど、軍国主義

復活と社会保障の後退とは不可分な関連がある。したがって社会保障改善のたたかいが反戦平和の運動と結合してたたかわれなければならないことも自明である。しかるに社会保障の研究にはなぜか政治的視点がすっぽりぬけている。学者的な立場で学問的に討論するとしても実践科学としての社会政策学としては社会保障運動や社会保障の政治経済学を不可欠とするはずである。

最後に社会保障については児童手当制度をはじめとして実現のさしせまった政策的課題を意識して研究討議を展開して国民大衆の要望にこたえる時代感覚が必要ではないだろうか。国民生活をめぐる政治経済情勢をぬきにしての社会保障研究はあまりに学問的すぎはしまいかと感じた次第である。(浦辺 史 日本福祉大学教授)

J. G. M. ヒルホースト著

## 『独占的競争、技術進歩と所得分配』

Jos. G. M. Hilhorst ; *Monopolistic Competition, Technical Progress and Income Distribution*

Rotterdam University Press, 1965, pp. XI + 152.

現代の経済が完全競争でも完全独占でもない不完全な競争状態にあり、とりわけ独占的競争の状態を指向する傾向にあることは明白である。このような状況の下で、所得分配がいかに行われるかを考えることは、現実経済を正しく認識する上に不可欠の課題となっている。さらに、今日最大の問題の一つである技術進歩が独占的競争の下にある経済にどのように取り入れられ、そして所得分配にいかに関与するかを考察することはきわめて意義深いことといえるだろう。本書で、オランダの経済学者 Hilhorst は、このような現実認識に立った興味ある分析を行っており、参考に資するところが多いと思われる。

本書は C. J. Van Eijk が緒言でのべているように、著者がはじめてソロー生産函数を独占的競争の理論に結びつけ、マクロ経済学的接近の必要に応じて巧みに変形し、さらにとりわけ注目されるのは、独占的競争を導入することにより、国民所得を労働および資本と利潤に分割し、各相対的分け前について理論的考察を行っていることである。以下簡単に本書の要旨をみてみよう。

まず本書は次の諸章より構成されている。

### 第一章 独占的競争

### 第二章 ソロー生産函数

### 第三章 技術進歩

### 第四章 利潤と企業者能力

### 第五章 基本モデル

### 第六章 独占的競争と所得分配

### 第七章 技術進歩と所得分配

以下では、本書の構成通り逐一みることはせず、重要な点の概観を試みるに止める。

## I. 生産函数と技術進歩

まず本書の結論に重要な影響を与える生産函数の型と技術進歩の分類、ならびに両者の関係についてみる。従来用いられてきた生産函数の2典型はハロッド型のものとコブダグラス函数であり、いずれも生産要素間の代替性という面からみた場合、各々代替の弾力性が0および1の特殊なケースにすぎない。

ソロー生産函数はこれらの場合を含むより一般的な形として示される(CES 生産函数として 1961 年、いわゆる SMAC によって提示された)。

それは労働の生産性と賃金との関係の国際比較により